

# Nara Women's University

## 障がい児の放課後等居場所づくり施策に関する研究

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2022-05-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮地,由紀子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10935/5787">http://hdl.handle.net/10935/5787</a>

(別紙1)

論文の内容の要旨

氏名	宮地 由紀子		
論文題目	(外国語の場合は、日本語で訳文を( )を付して記入すること。) 障がい児の放課後等の居場所づくり施策に関する研究		
審査委員	区分	職名	氏名
	委員長		
	委員		
	委員		
	委員		
	委員		
	委員		
内容の要旨			
<p>子どもは放課後等に地域社会のなかで多くのことを学んでいた。しかし、障がい児の施策は家族支援を主な目的として実施されてきたため、障がい児が放課後等にどこで誰とどのように過ごすのがよいのかなどについて、十分に議論がされてこなかった。現在、自治体で実施されている子どもの放課後等の居場所づくり施策は、全ての子ども（障がい児を含む）を対象とした事業や障がい児のみを対象とした事業などが混在している。</p> <p>障がい児に対しては家族支援施策のみではなく、障がい児を含む子どもが放課後等に遊びや多様な活動を通じて豊かに過ごすことができる居場所が求められている。障がいがあっても地域で共に過ごし成長していくことを保障すること（インクルージョン）が、今後の地域社会を形成していく上で重要であり、自治体はその役割を担っている。</p> <p>そのような問題意識を持ち、本研究では以下の4点を目的としている。</p> <p>(1) 子どもの放課後等の居場所づくり施策が、自治体施策としてどのように位置づけられているのかを明らかにする。</p> <p>(2) 障がい児は放課後等にどこで過ごしているのか（どの居場所づくり事業を利用しているのか）を調査し、それぞれの居場所づくり事業の現状と課題を明らかにする。</p> <p>(3) 障がい児の居場所づくり事業が、インクルージョンを実現できる仕組みになっているかどうかを、その事業を定めている法律や制度を対象として評価し、その可能性を考察する。</p> <p>(4) (1)～(3)を踏まえて地域社会（自治体）において、より充実した障がい児の放課後等の居場所づくり施策について提案する。</p> <p>上記の目的を明らかにするため、本論文は以下の7章で構成されている。</p> <p>第1章「研究の背景と目的」では、研究の背景、研究の目的、研究の方法、既往研究の検討、本研究の位置づけ、本論文構成、用語の定義を記述している。</p> <p>第2章「子どもの放課後等の施策をめぐる動向」では、子どもの放課後等の居場所づくり施策をめぐる動向について整理している。具体的に取り上げたのは、文部科学省所管の「放課後子供教室」と厚生労働省所管の「放課後児童クラブ」を、すべての小学校区において一</p>			

体的に実施している「放課後子どもプラン」。障がい児の放課後等の福祉サービスである「放課後等デイサービス事業」、「日中一時支援事業」（市町村任意事業）。全ての子どもを対象とした施設である「児童館事業」。

第3章「行政計画における家族支援からみる障がい児の居場所づくり施策」では、障がい児の家族支援施策からみた障がい児の居場所づくり施策が、行政計画にどのように位置づけられているのかについて調査している。具体的には、195市（人口10万人以上30人未満）を対象にアンケート調査を実施し、115市から回答を得ている（回収率59%）。調査期間は2010年9月～10月。調査の結果から、障がい児の家族支援施策がどのような計画に位置づけられているか、障がい児の家族支援としてどのような施策が重要だと判断しているかを明らかにしている。

第4章「自治体条例における子どもの居場所の機能と自治体の役割」では、自治体の子どもに関する条例からみた子どもの居場所づくり施策の内容と自治体の役割について調査している。具体的には、子どもに関する条例を制定している86市町村を対象に、条例における子どもの居場所の記載状況、関連する行政計画の記載状況を、市町村の例規集を対象として調査している。調査期間は、2018年1月～2月である。調査の結果、子どもの居場所を条例で記載している自治体は24.4%、そのうち行政計画を策定している自治体は90.5%であること等を明らかにしている。

第5章「障がい児の放課後等の居場所づくり施策の現状と課題」では、自治体で実施されている障がい児の放課後等の居場所づくり事業の実施状況と課題について調査している。具体的には、人口5万人以上の529市を対象にアンケート調査を実施し、212市から回答を得ている（回収率40.1%）。調査期間は2017年2月～3月。調査の結果、以下の点を明らかにしている。「放課後等デイサービス」、「放課後児童クラブ」、「日中一時支援」の実施率が高く、障がい児は「放課後等デイサービス」や「日中一時支援」の利用が多く、その実施場所は主に民家、民間ビルや社会福祉施設で民設民営（企業、非営利）が多かった。その居場所は、利用者である小学生、中学生・高校生のみで地域交流も少なかった。課題はどの事業も、「職員や支援員が不足している」、「専門職員がいない」の割合が高く、ほかに「日中一時支援」は「運営費が十分に確保できない」、「児童館」は「実施している施設設備が不十分である」であった。

第6章「障がい児の放課後等の居場所づくり施策のインクルーシブ評価と課題」では、障がい児の放課後等の居場所づくり事業をインクルーシブという視点から評価し、課題と可能性について検討している。対象とした事業は、放課後児童クラブ、放課後子供教室、放課後等デイサービス、日中一時支援、児童館である。教育分野におけるインクルーシブ評価項目を参考に、申請者自身が評価項目を作成し、各事業の評価を行っている。その結果、児童館はすべての子どもが参加でき、インクルーシブな居場所の可能性が高いとしている。その上で、宮城県、東京都、愛知県、京都府、大分県の5児童館を対象に、ヒアリング調査を行い、障がい児の受け入れ状況、課題などを明らかにしている。調査期間は2020年11月～2021年1月。調査した5児童館では、自由来館での利用のほか、「放課後児童クラブ」や「子どもの居場所の提供」、「その他の居場所事業」を実施しており、それら全ての事業において障がい児が利用していることが分かった。課題としては、障がい児向けの設備が不十分と指摘している。

第7章「研究の総括と提言」では、各章の結論を要約し、望まれる障がい児の居場所づくり施策のあり方について提案している。提案は、自治体の政策としての取り組みについて、専門職員の配置について、インクルーシブな居場所への取り組みについての3点に分けて、具体的に記述している。

(別紙2)

論文審査の結果の要旨

氏名	宮地 由紀子		
論文題目	(外国語の場合は、日本語で訳文を( )を付して記入すること。) 障がい児の放課後等の居場所づくり施策に関する研究		
審査委員	区分	職名	氏名
	委員長		
	委員		
	委員		
	委員		
	委員		
	委員		
要旨			
<p>障がい児の居場所をインクルーシブという視点から検討した研究は多く存在する。特に放課後児童クラブについては全国学童保育連絡協議会が毎年のように実態調査を行っている。また、白石(2007)、丸山(2012)は、放課後児童クラブに障害児を受け入れ発達保障という視点から研究を行い、津止ら(2004)は障害児の保護者に対して調査を行っている。さらに、森田ら(2005)は障がい児の居場所として児童館の可能性を検討している。地域には障がい児の居場所が存在するが、その典型的な事業を取り上げ、障害児を受け入れ、発達保障するためには何が必要かという視点の研究は多く見られる。</p> <p>それに対して本研究は、個々の事業単位ではなく地域レベルで障がい児の居場所を検討したこと、障がい児の発達を保障するプログラムではなく、障がい児の居場所を確保するために必要な地域レベルでの施策提言を行ったことに特徴がある。</p> <p>そのような特徴を踏まえ、本論文の学術的意義は以下のようにまとめることができる。</p> <p>第一点目は、地域レベルで障がい児が放課後等にどこで過ごしているか、地域にはどのような課題があるかを検討した点である。具体的には5章のアンケート調査が該当する。障がい児が放課後等に過ごす場所としては、放課後等デイサービスが最も多く(障がい児の利用人数が把握できた51市の中で利用者数が一番多い事業として放課後等デイサービスを選択した自治体が42)、次いで日中一時支援(同7自治体)であった。また、地域との交流を見ると、放課後児童クラブ、放課後子供教室、公民館での実施率は44%~73%であったが、放課後デイサービス、日中一時支援での実施率は23%~40%であった。さらに、放課後子供教室、放課後児童クラブの実施場所は学校が82%、54%であり、障がい児以外の子供が利用できる場所であった。それに対して、放課後等デイサービスの実施場所は民家・民間ビルが57%、社会福祉施設が34%、日中一時支援は社会福祉施設が69%、民家・民間ビルが19%であり、障がい児以外はほとんど訪れない場所であった。これらからみると、障がい児の多くは障がい児のみを対象とした事業で放課後を過ごしており、地域の様々な子供たちとの交流も限定的だと言うことが分かる。個々の事業ではなく、地域レベルで障がい児の居場所を把握したため、地域で障がい児の置かれている状況と課題を全般的には明らかにできた事は貴重である。</p>			

二点目は、インクルーシブという視点から障がい児の放課後の居場所を評価する指標を作成し、各種の事業を評価した点である。具体的には6章の考察が該当する。福祉事業に関する評価指標が存在しないため、国立特別支援教育総合研究所が作成した「インクルーシブ教育システム構築の評価指標（試案）」（2018）を参考に、福祉事業を評価する指標を作成している。申請者が作成した指標は、「体制」「研修」「施設・設備」「支援体制」「支援計画」「交流及び共同活動」「理解・啓発」「機関間連携」の8つである。この作成した評価指標を用いて、放課後児童クラブ、放課後子供教室、放課後等デイサービス、日中一時支援、児童館に関する法令、ガイドラインを分析した結果、すべての評価指標について記載があったのは、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、児童館であった。その中でもすべての子どもに開かれているのは児童館であり、児童館の可能性に着目している。その上で児童館の状況を把握するため現地調査を行い、インクルーシブな居場所としてさらに発展させるためには、「施設・設備」「交流及び共同活動」の充実が重要だと指摘している。保育所等を対象にインクルーシブの視点から評価した研究はあるが、障がい児の放課後等の居場所を横断的に評価するための指標を作成し、それを用いて現状と課題を導いた研究は見当たらず、貴重な成果だと判断できる。

三点目は、障害児の放課後等の居場所について、自治体政策の提言という形で今後のあり方を明らかにした点である。まず、3章で障がい児の放課後等の居場所が自治体の施策としてどのように位置づけられているのか、4章で自治体の条例にどのように位置づけられているのかを調査している。多くの自治体は、障害者計画、障害福祉計画、次世代育成支援行動計画等に位置づけており、具体的には放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童館事業などで展開している。しかし、個別の事業をどう関連づけるのか、全体として障がい児の放課後等の居場所をどう整備するのかなど、地域レベルでの包括的な計画を策定している自治体はないとしている。その上で、それまでの分析を踏まえ、地域レベルで障がい児の居場所を考える場合、どのような施策が求められるかを三つにまとめ提案している。一つ目は、自治体政策としての取り組みである。現状では、障がい児の放課後等の居場所は様々な計画に位置づけられているが、全体を包括する計画がない。各種事業の関係性を含め全体を包括するような計画を策定すべきである。また、計画策定に当たっては当事者である子供、保護者の参画を保障すべきであるとしている。二つ目は、専門職員の配置と充実である。職員や支援員の不足、専門職員の不在は多くの行政、事業者が指摘している。放課後等デイサービスでは指導員、児童発達支援管理責任者の配置が必修となっており、放課後児童クラブでは放課後児童指導員を、児童館では児童厚生員を配置するようになっている。しかし、放課後子供教室は地域住民のボランティアで運営されており、専門職員が配置されておらず、今後は専門職員の配置が必要である。また、専門職員が配置されている事業でも、職員不足は深刻である。自治体独自で専門職員の配置を進め、職員の専門性を向上させるような研修制度等を充実させつつ、国に制度改善を働きかけるべきだとしている。三つ目は、インクルーシブな居場所への取り組みである。インクルーシブな居場所を実現するためには、障がいの有無を越えて地域の中で多様な人々と交流でき、地域から切り離されることがないようにしなければならない。特に障がい児を対象とした放課後等デイサービス、日中一時支援では地域との交流を重視すべきである。また地域レベルでのインクルーシブを進める上で児童館の果たす役割は大きく、そのために必要な施設整備、専門職員の充実を進めるべきであるとしている。

本論文に関して審査論文として、日本家政学会誌に1編（日本家政学会発行、Vol. 71, No. 4 : 2020年4月）、こども環境学研究に1編（こども環境学会発行、Vol. 17, No. 2 : 2021年8月）、家政学研究に2編（奈良女子大学家政学会発行、第122号 : 2015年3月、第130号 : 2019年3月）掲載されており、生活環境計画学講座が定める内規を満たしている。

よって、本学位申請論文は、奈良女子大学博士（学術）の学位を授与されるに十分な内容を有していると判断した。